



国際理解教育

世界へのトビラ

講師派遣を希望する学校や団体を募集します



外国人講師や日本人講師(海外活動経験者)を
招き、国際理解・交流プログラムを
開催しませんか？

【対象】

- ① 埼玉県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校等の教育機関
- ② 国際理解を推進している県内の公益的団体

外国人講師とはどんな人？



県内在住の外国出身者。世界33ヵ国出身・92名の講師が登録しています。(R6年3月時点)
自国の文化・歴史・ことば等の紹介や、料理・音楽・遊びなどの体験活動を行います。

日本人講師とはどんな人？



国際交流・国際協力活動の経験者。青年海外協力隊の元隊員や、NGO等での海外活動経験者等45名の講師が登録しています。(R6年3月時点)
活動体験紹介やワークショップ等を行います。



公益財団法人
埼玉県国際交流協会

(公財) 埼玉県国際交流協会では、地球的な視野で考え行動することができるグローバル人材を育成するため、外国人・日本人講師を学校や団体に派遣し、国際理解教育を支援・推進しています。



どんなプログラムが可能？

① 出身国または活動国の文化(衣服、食生活、住居、言葉など)や歴史等の紹介



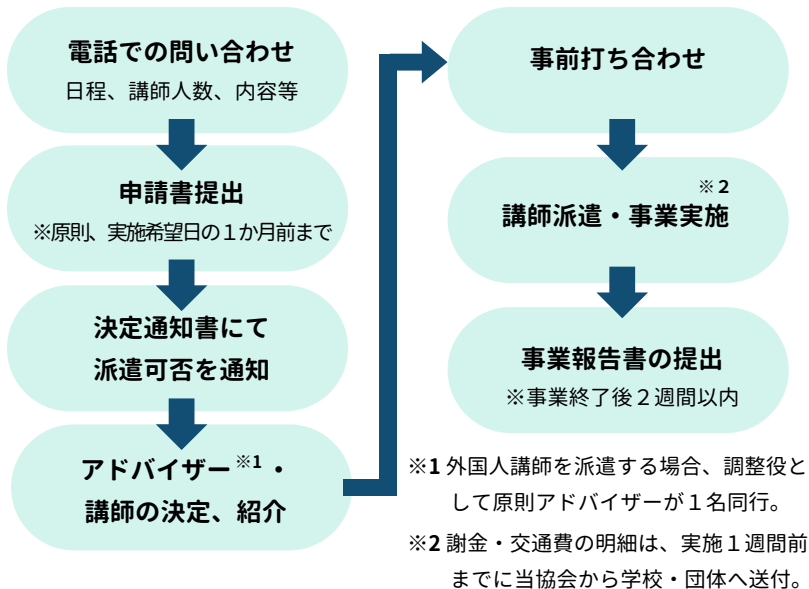
② 世界の遊びや民族舞踊・楽器体験、民族衣装の試着、調理実習などの体験学習



③ 特定のテーマ(環境・教育・社会問題等)についての講義



実施の流れについて



講師派遣に係る費用について

種別	対象	金額	備考
謝金 ※	講師(外国人/日本人)	5,500円	1名1回あたり
	アドバイザー	6,500円	事前の打ち合わせ費用とそれに係る交通費を含む。 (外国人講師を派遣する場合、調整役として原則1名同行します)
交通費	講師(外国人/日本人)	実費	当日の各講師及びアドバイザーの自宅から開催地まで。 (講師等が決定後、事前に金額をお知らせします。)
	アドバイザー		
保険料	—	実費	事業実施に係る保険は各学校・団体でご準備ください。
その他	—	実費	調理実習の材料費や体験学習等のために講師が新たに購入したものの費用。事業が昼食をまたぐ場合などの昼食費、事業開催中に交通費が発生する移動が伴う場合等。

※ 謝金は、交通費を合算した金額から所得税及び復興特別所得税(10.21%)の源泉徴収を行ってください。

お問合せ・申請書等の提出先

公益財団法人 埼玉県国際交流協会

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5浦和合同庁舎3階

TEL: 048-833-2992 / FAX: 048-822-3808

Email: global-03@sia1.jp (siaの後は数字の1です)



申請書・報告書等の様式は、
ホームページからダウンロードできます。

その他、実際のプログラム例や
国際理解授業に役立つ情報なども掲載中!

<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/understanding/tobira/>

